

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月から48年3月まで

18歳の時に住み込みで就職し、20歳になった時に雇主から国民年金に加入するように勧められて加入手続をした。役所へ加入手続に行った覚えは無く、職場で手続をしたように思う。当時、60歳ぐらいの男性が職場へ国民年金保険料の集金に来ており、毎月納付していたかまとめて納付していたかは覚えていないが、20歳の時から納付していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日は昭和48年10月26日となっており、申立期間の国民年金保険料の納付は可能である。

また、申立人は、職場で国民年金の加入手続を行い、60歳ぐらいの男性が国民年金保険料の集金に来ていたと説明しているところ、社会保険事務局では、「当時、各市区町村役場に専任徴収員がおり、集金先で資格取得届を預かって市区町村役場へ提出することは考えられる。また、資格取得手続時に市区町村役場窓口において国民年金手帳を即時交付し、過年度に未納保険料がある場合は、手書きの過年度納付書を同時に交付しており、専任徴収員が過年度の国民年金保険料を収納することは無いが、依頼されて、代わりに金融機関で払い込みをした可能性はあると思う。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金加入中の二度の転居の際も速やかに国民年金の住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付するなど、保険料納付に対する意識が高い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の雇主及びその妻は、申立期間以前から国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、雇主から国民年金加入を勧められたとする申立人の説明に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

昭和50年ごろ、年金のことが気になってA市区町村を訪ねたことがあるが、その際の担当者の説明では「10年さかのぼって手続（国民年金加入手続及び法定免除該当手続）をされたので、もう万全ですよ。」とのことであった。保険料については、取りあえず支払いをすることができなかつたので、後ほど何度かに分けて納付したことには間違いなく、申立期間について、国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間及び免除期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号は昭和50年7月12日以降に払い出されたものと推測され、同年12月31日に40年12月から42年3月までの保険料を追納し、51年6月17日に49年7月から50年3月までの保険料を過年度納付しており、「50年ごろに国民年金の加入手続を行い、その後何度か保険料を納付した。」という申立内容に不合理な点はみられない。

さらに、申立期間直後の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を51年6月17日に過年度納付した時点で、A市区町村が申立人に対し、納付可能な申立期間を除いて49年7月以降の保険料を納付させたことは考え難いことから、申立人は申立期間を含めた保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申請免除期間である昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を59年9月25日に、51年4月から52年3月までの保険料を59年9月26日に、52年4月から53年3月までの保険料を60年3月20日に各年度（12

か月) 分を追納していることから、51 年 6 月 17 日に過年度納付した際にも申立期間を含む昭和 49 年度分 (昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで) を納付したものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和36年5月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和35年5月から同年9月までの標準報酬月額については9,000円、35年10月から36年4月までの標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月24日から36年5月24日まで

A事業所に昭和31年7月23日から昭和36年5月24日まで継続して勤務し、製造品の発送等の業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険に未加入となっている。

私が保管している給与明細書や昇給通知から、申立期間も同社に在籍していたことは明らかであり、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所の昭和35年の源泉徴収票には、給料の計算期間が35年1月から同年12月までとの記載があること及び、同票に記載されている社会保険料等控除額6,384円は35年1月から同年12月までの雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の合算額とほぼ一致している。

また、申立人から提出されたA事業所の昇給通知は昭和36年3月21日付けとなっており、同社の給与明細書には「5月分」としか記載されていないものの、これに記載された固定給の金額は、昇給通知（昭和36年3月21日付）の月額と同額であり、この給与明細書に記載された厚生年金保険料は、標準報酬月額1万円として当時の保険料率で計算した金額と一致することから、同給与明細書は36年5月分の給与明細書であるものと推認できる。

これらのことから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、申立人は昭和35年5月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がなされているが、報酬月額適用年月日欄には、35年10月に標準報酬月額1万円での定時決定が行われていたことが記録されている。このことについて、同社会保険事務所では、「昭和35年10月の定時決定後、遡及した日付の喪失届を受理し、本来当該報酬月額欄は抹消すべきであったが、社会保険事務所がこれを怠った。あるいは、昭和35年10月の定時決定後、36年5月24日付けの資格喪失届を受理したにもかかわらず、社会保険事務所が当該名簿に誤った資格喪失年月日を記載したかのいずれかが想定される。」と回答しているが、当該定時決定の記録を前提とすると、申立人が35年5月24日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、被保険者名簿の申立人の欄に、健康保険証返納月日の記載は無いが、被保険者名簿の申立人と同じページに記載された他の被保険者15人の記載内容を検証したところ、資格喪失日の記載のある10人全員が資格喪失した月又はその翌月に健康保険証を返納していることが確認でき、事業主は被保険者の資格喪失の届出について、適正に行っていたことがうかがえる。

これらのことから、事業主は申立人について昭和36年5月24日資格喪失の届出を行ったものの、社会保険事務所が申立人の資格喪失日の「年」を「36」と記載すべきところを誤って「35」と記載したものと考えられ、申立人の申立事業所に係る資格喪失日は36年5月24日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿及び給与明細書から、昭和35年5月から同年9月までは9,000円、35年10月から36年4月までは1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年12月10日）及び資格取得日（42年2月10日）を取り消し、申立人の標準報酬月額を、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月10日から42年2月10日まで
昭和41年4月1日A事業所に入社し、44年5月まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、申立期間について、厚生年金保険に未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、A事業所において昭和41年8月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月10日に資格喪失後、再度42年2月10日に同社において資格を取得しており、41年12月10日から42年2月10日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の元同僚3名による「申立人は申立期間において勤務していた」との供述及び、事業主が保管する労働者名簿から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は「申立人は、申立期間を含む昭和41年8月15日から44年5月14日まで厚生年金保険に加入し、この間、保険料を給料から控除していた。」と供述しているところ、事業主が申立人に対し交付した「年金加入期間確認通知書」においても、申立人は41年8月15日から44年5月14日までの間、厚生年金保険に加入していた旨が記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者原票に記載されている41年11月の標準報酬月額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が履行したとまでは言えないと供述している上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年12月から42年1月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年10月11日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、A事業所C支店の資格喪失日に係る記録を昭和36年4月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月11日から同年11月1日まで
② 昭和35年10月24日から36年4月3日まで

昭和30年1月17日から平成7年8月31日までA事業所に継続して勤務していたが、申立期間①の同事業所B支店及び②の同事業所D出張所の期間が厚生年金保険に未加入となっている。申立期間も継続して勤務していることから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事記録により、申立人は昭和30年1月17日に入社後、平成7年8月31日に退社するまで継続して同事業所に勤務しており、申立期間①においてはA事業所B支店で、申立期間②においては同事業所D出張所で勤務していることが確認できる上、雇用保険被保険者記録においても、申立人は申立期間を含む昭和30年1月17日から平成7年8月31日まで継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

また、A事業所は「申立期間当時、厚生年金保険の資格取得等の手続は各支店で行っていた。申立人は正社員であり、正社員は、全員、厚生年金保険に加入していた。」と回答している。さらに、A事業所B支店の同僚(4人)には、申立期間①に同支店での厚生年金保険の加入記録が認められ、同事業所D出張所の同僚(6人)は、申立期間②に同事業所D出張所の母店である同事業所C

支店での厚生年金保険の加入記録が認められるところ、申立人の当該期間直前は、同事業所C支店での厚生年金保険の加入記録が認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和31年11月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当であり、申立期間②については、昭和35年10月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は申立人の申立どおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかについて不明としているが、申立期間①については、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届を記録しないとは考え難い。申立期間②については、A事業所より提出された人事記録により、昭和35年10月24日にD出張所への異動が確認でき、この異動日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が社会保険事務所同日を資格喪失日として届け、社会保険事務所は届出のと通りの処理を行ったものと考えられる。これらのことから、社会保険事務所は申立人に係る昭和31年10月及び35年10月から36年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

私は、昭和57年11月ごろ、第1子の誕生に伴う国民健康保険の手続を行った際に併せて、夫婦共々、国民年金にも加入する手続を行った覚えがあるが、社会保険庁の記録では、申立期間は、国民年金未加入期間となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿のうち、申立期間に係るページ及び申立人の妻の払出し（昭和58年6月23日）が掲載された前後のページを検索したものの確認できない。

また、申立人は、申立期間中は同一住所地（A市区町村）に居住していることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難いほか、同市区町村では、「申立人に係る国民年金被保険者名簿等の記録は存在せず、国民年金への加入は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が昭和57年11月ごろと一緒に国民年金加入手続を行ったとしている申立人の妻は、58年6月28日に国民年金に任意加入（国民年金手帳記号番号は58年6月23日に払出し）し、申立期間は国民年金に未加入となっている上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等の記憶もあいまいである。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立てを裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年9月まで

私は、申立期間当時、納税組合長を通じて、役場に国民年金保険料を納付していた。住んでいた集落は、国民年金保険料の未納が無いことで表彰を受けたこともあり、自分一人未納だったということはありませんと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時「納税組合長を通じて、役場に国民年金保険料を納付していた。」と申し立てているが、申立人の国民年金被保険者台帳の記録から、申立人は、申立期間直後の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料を、51年12月から53年3月までの期間に過年度納付していることが確認でき、当該期間については納付組合を通して納付していたとは考え難く、また、51年12月時点においては申立期間の国民年金保険料は時効により特例納付を行わない限り納付することはできないが、申立人は「上記の過年度納付した期間以外に過年度納付を行ったことは無い。」と申し立てている。

さらに、申立人は申立期間以外にも国民年金の未加入期間がみられるほか、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未納となっており、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から28年11月1日まで

B事業所在任中の昭和27年6月はじめ、A事業所の職員から、「A事業所に来てくれないか」との要請があり、それに応える形で赴任し、昭和27年7月1日から昭和33年6月末までA事業所で勤務した。なお、赴任早々C都道府県発行の「厚生年金保険被保険者証」を事業所に提出した。

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について未加入となっていることに納得ができないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年7月1日に同資格を喪失していることが確認でき、このほかに申立人の氏名は無く、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

また、申立人にA事業所への赴任を要請した職員及び、申立人の供述から申立人とは異なる時期に同事業所へ赴任したと思われる3人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、申立人と同日の昭和28年11月1日となっているが、同事業所は「火災により関係資料が無く、申立期間の勤務実態、保険料控除については不明である。」と回答しており、同事業所において厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚3人も、「試用期間の有無、厚生年金保険の加入の取り扱いについては、50年も前のことであり記憶がない。」と述べており、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険加入状況については明らかにならなかった。

さらに、申立人から名前の挙がった他の同僚5人は、いずれも住所等が確認できないことから、供述を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 204

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 20 日から 33 年 10 月 20 日まで
A事業所（現在は、B事業所。）に昭和 32 年 12 月 20 日から 33 年 12 月 26 日までの約 1 年間勤務していたが、社会保険庁の記録をみると厚生年金保険の加入期間は 33 年 10 月 20 日から同年 12 月 26 日までとなっていた。当時の資料等は保存しておらず、関係機関へ問い合わせしても分からないとのことであるが、申立期間について厚生年金保険の加入期間がないか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 33 年 10 月 20 日から同年 12 月 26 日まで厚生年金保険に加入しているが、申立期間及びそれ以前における整理番号に欠番は見当たらない。

また、A 事業所は、現在の B 事業所になるまでに二度の合併があり当時の関係資料が残っていないため、申立人の勤務形態、保険料控除及び保険料納付等についての詳細は不明としている。

さらに、当時の職員 5 人のうち、存命の 3 人は「採用されてから正社員になるまでには、試用期間があった。」と供述しており、3 人が記憶する自身の入社時期と厚生年金保険加入記録をみると、いずれも入社より 4 か月から 15 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。そのうち当時の事務員は「社会保険の加入基準が無く、上司の指示のもとで厚生年金保険の加入手続をしていた。」と供述しており、また、事業所も「現場の方は特に慣れない仕事で辞める人が多いので、事業所としては勤務できるかどうかを判断するため試用期間があった。」と供述していることからすると、採用から厚生年金保険加入までの間に試用期間があったことが推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。